

厚生労働科学研究研究費補助金

政策科学推進研究事業

年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究

平成 14 年度 総括研究報告書

主任研究者 酒井 英幸

平成 15 (2003) 年 4 月

## 目 次

1. 総括研究報告書	
年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究	
酒井英幸・中里幸聖・光行恭彦	
研究概要	2
はじめに	5
第1章 年金課税の概要及び年金課税に関する問題点	6
1. 年金課税の現状	6
2. 年金課税に関する問題点と考察	16
第2章 年金課税制度の見直しに伴う影響	20
第3章 高齢者の消費等へ及ぼす影響	57
第4章 まとめ	63
<参考資料>	
1. シミュレーション方法	
2. 年金課税に関する提言事項一覧	
3. 世帯数分布データ	
4. 公的年金等控除見直しによる1世帯あたり所得税増税額データ	
II. 分担研究報告書	
特になし	
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	
特になし	
IV. 研究成果の刊行物・別刷	
特になし	

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
（総括）研究報告書

年金課税の制度変更が社会経済に与える影響に関する研究

研究期間＝2001年－2002年

研究年度＝2002年

主任研究者 酒井英幸（財団法人年金総合研究センター専務理事）

## 研究概要

### 【研究要旨】

今年度は、直近のデータにより昨年度同様の試算を実施することで、試算結果の信頼性を確認したうえで、昨年度を発展させて現状の年金課税の枠組みにとらわれないような試算・分析も実施した。今年度の研究成果としては、昨年度以上に年金課税の問題点解消に有効と考えられる試算結果が、複数のケースについて導き出されたことである。

分担研究者 中里幸聖（財団法人年金総合研究センター主任研究員）

分担研究者 光行恭彦（財団法人年金総合研究センター主任研究員）

### A. 研究目的

公的年金等控除を中心とした年金課税のあり方については、世代間・世代内の公平性に関する問題とその社会経済に与える影響の大きさから、政策課題として各方面で議論されているが、その制度を変更した場合の影響を具体的に分析することで判断材料を提供し、議論の実効性を高めることが本研究の目的である。

### B. 研究方法

昨年度は平成 10 年度の国民生活基礎調査の個票を再集計し分析したが、今年度は平成 13 年度分の調査も用いることで試算結果の信頼性を確認したうえで、現状の年金課税体系の枠組みにとらわれないようなケースや企業年金を公的年金と異なる取り扱いとするようなケースも試算した。

具体的には、以下の 3 点に着目して検討を実施した。

（詳細には 15 のケースについて試算を実施）

- 世代間・世代内バランスの不均衡を解消するために、公的年金等控除の位置付け

の見直しを検討

- 社会保険である公的年金と、給与と関連性がある企業年金の違いを考慮し、課税段階において異なる対応を検討
- 上記のような年金課税の制度変更が、高齢者の消費等マクロ経済に及ぼす影響を検討

(倫理面への配慮)

一般の研究における倫理性と同等の配慮のもと研究を実施するとともに、個票データを用いる際は、個人情報の取り扱いについては十分な配慮を行った。

### C. 研究結果

上記3点を踏まえた主な試算結果は以下のとおり。

#### ①世代間・世代内バランスの不均衡を解消するための課税体系見直し

- ・ 公的年金等控除を公的年金等受給額だけでなく、所得金額全体の中で行う方法に変更（公的年金等控除を、公的年金等の「必要経費」といった位置付けから、「所得控除」相当部分に位置付けを変更し、他の所得と合算した所得の水準に応じて控除金額を減額する仕組みへ変更）

現役世代と高齢者世代の世代間バランス、及び高齢者世代の収入格差に基づく世代内バランスの不均衡を解消する結果となった。

- ・ 公的年金等控除の計算方法（控除率等）を給与所得控除と同一となるように変更  
高齢者世代の収入格差に基づく世代内バランスの不均衡解消には至らないが、現役世代と高齢者世代の世代間バランスの不均衡については解消可能となった。

#### ②社会保険である公的年金と、給与と関連性がある企業年金の違いを考慮し、課税段階において異なる対応を検討

現行制度では、公的年金等受給額と同様に企業年金受給額も雑所得として取扱い、公的年金等控除の控除対象としているが、ここでは企業年金受給額を取扱いを変更する方法を検討した。具体的には、現役時代の給与の延長にあるといった性格もみられる企業年金受給額については、現在の給与所得と合算し現行の給与所得の控除体系に基づき対応する場合と、企業年金を給与所得と同様に扱うが過去勤務分に対してのものであると位置付け、現在の給与所得とは別枠で企業年金のみ別途給与所得の控除体系と同様に課税する方法である。

公的年金等控除を見直す複数のケースのいずれも所得税は増加することとなるが、そのなかで企業年金受給額を雑所得として取扱う場合とその取扱いを変更する場合を比較すると、後者の方が所得税増加額は若干減少する傾向にあった。

#### ③上記のような年金課税の制度変更が、高齢者の消費等マクロ経済に及ぼす影響

公的年金等控除をいろいろなケースに基づき見直した場合でも、高齢者の消費やマクロ経済に及ぼす影響はそれほど大きくはならない結果となった。

## D. 考察

今年度研究を発展させたことで、昨年度以上に年金課税の問題点解消に有効と考えられる試算結果が複数のケースについて導き出されたため、「年金課税の制度変更が及ぼす具体的な影響を定量的に分析し、判断材料を提供することで議論の実効性を高める」といった本研究の目的はより充足したものと考えられる。

## E. 結論

以上のような検討を踏まえると、本研究全般は以下のようにまとめられる。

### (1) 試算結果の信頼性

本研究では、国民生活基礎調査の個票データを再集計して試算を行ったが、国民生活基礎調査は全国の世帯を幅広くカバーしている指定統計調査であり、平成10年と平成13年の調査で同様の試算をした結果、大きな隔たりもなくほぼ同様の値が得られた。これらのことから、本研究の試算結果は概ね信頼できるものと考えられる。

### (2) 年金課税の問題点への対応

#### ・問題点全般への対応

世代間・世代内バランスの不均衡の解消という目的からは、公的年金等控除の控除方法を、公的年金等受給額だけでなく所得金額全体へ変更したうえで控除水準を調整するような対応が考慮に値する。ただし、そのような仕組みを所得課税の体系上どう位置付けるかについて、さらに検討が必要である。

#### ・焦点を絞った対応

現役世代との世代間バランスの改善に焦点を絞って対応するならば、公的年金等控除を給与所得控除と同様の取り扱いとするように変更する対応が考慮に値する。

なお、企業年金については公的年金とその性質が異なることから、その課税段階において異なる対応とすることも一つの方法と考えられる。

### (3) 高齢者の消費やマクロ経済への影響

公的年金等控除をいろいろなケースに基づき見直した場合でも、高齢者の消費やマクロ経済に及ぼす影響はそれほど大きくはならない結果となった。

## F. 健康危険情報

特になし

## G. 研究発表

特に予定なし

## H. 知的財産権の出願・登録状況

特に予定なし

## はじめに

年金課税のあり方については、世代間・世代内の公平性に関する問題であることと、その社会経済に与える影響の大きさ等から、昨今政策課題として各方面で議論がなされている。

本研究は、年金税制を見直した場合に予想される具体的な影響を、定量的に分析することで判断材料を提供し、議論の実効性を高めることを目的として平成 13 年度から 2 年計画で実施してきているものである。

昨年度については、公的年金課税の現状やこれまでの制度変更の経緯について把握したうえで、公的年金課税に関する問題点を整理し、その対応策として公的年金等控除を見直した場合の影響を、複数のケースについて試算・分析した。

その結果、世代間バランス・世代内バランスの不均衡といった公的年金課税の問題点を、一定程度解決に導くようなケースが確認された。

昨年度の研究結果を発展させ、推計結果の信頼性を高めることや、現状の年金課税体系の枠組みにとらわれないような分析も試みるため、引き続き今年度も研究を行った。

今年度の研究では、上記のような趣旨から主に以下の点に注力することとした。

- (1) 平成 13 年度の国民生活基礎調査をもとに、昨年度同様の試算をすることで推計結果の信頼性を確認。(昨年度は平成 10 年度の調査を使用)
- (2) 年金以外の収入も考慮に入れた課税体系への見直しを検討。
- (3) 社会保険である公的年金と、給与と関連する企業年金の違いを考慮し、課税段階において異なる対応とすることも検討。

また、その他の影響分析としては、年金課税の制度変更が高齢者の消費等へ及ぼす影響について概観した。

なお、本論の構成については、次のとおりとなっている。

第 1 章では、まず公的年金及び企業年金・退職一時金に関する課税体系の現状について概観し、それらに関する問題点等を整理した。第 2 章では、その問題点を解消するための対応策として、公的年金等控除を見直した場合の影響について、昨年度に引き続き複数のケースについて試算・分析した。第 3 章で、年金課税の制度変更が高齢者の消費等へ及ぼす影響について分析を試み、第 4 章で、本論の総括的な考察を行った。

年金課税のあり方に関する議論が、今後より活発になっていくものと予想されるが、その際にここでの分析結果が有効な情報として活用されれば幸甚である。

## 第1章 年金課税の概要及び年金課税に関する問題点

### 1. 年金課税の現状

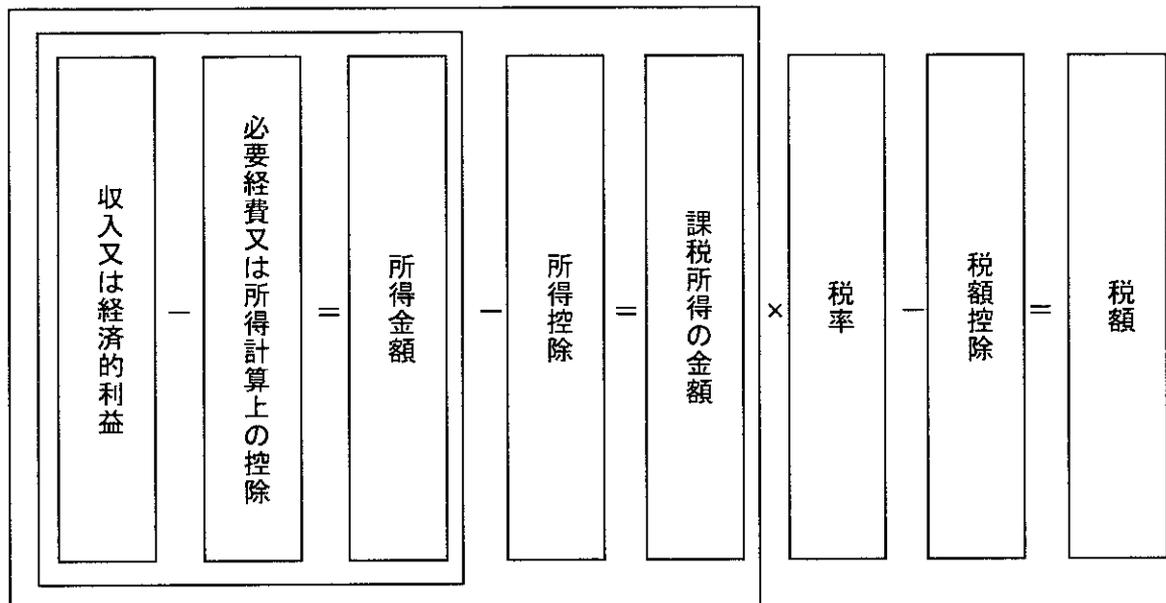
#### (1) 所得税・住民税の仕組み

##### a. 所得税の仕組み

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金である。基本的な仕組みとしては、まず収入または経済的利益から必要経費等を差し引いて得られた所得金額に、所得控除を行うことで課税所得を求める。この課税所得に税率をかけて、税額控除をした結果が所得税額となる（図表1-1）。

所得金額を計算する際には、所得税の負担を所得の種類に応じ適正かつ妥当なものにしようとする観点から、所得は10種類に区分されている（図表1-2）。また、課税所得を求める際には各種控除が認められている（図表1-3）。

図表1-1 所得税の基本的な仕組み



(出典) 財務省ホームページより作成

図表 1-2 所得の種類と計算方法

種類	内容			計算方法
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得			収入金額＝所得金額
②配当所得	株式や出資の配当などの所得			(収入金額)－(株式などを所有するための借入金の利子) ※事業・譲渡・雑所得の基因となった借入金の利子は除く
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得			(総収入金額)－(必要経費)
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得			(総収入金額)－(必要経費)
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得			(収入金額)－(給与所得控除額または必要経費)
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得			$[(収入金額) - (退職所得控除額)] \times \frac{1}{2}$
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得			(総収入金額)－(必要経費)－(特別控除額)
⑧譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権などを売った場合	所有期間 5年以内	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用) －(特別控除額)
			所有期間 5年超	$\{(総収入金額) - (取得費および譲渡費用) - (特別控除額)\} \times \frac{1}{2}$
	分離課税	土地や建物などを売った場合	所有期間 5年以内	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用)
			所有期間 5年超	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用) －(特別控除額)
	分離課税	株式などを売った場合	申告分離課税	(総収入金額)－(取得費および譲渡費用)
			源泉分離課税	総収入金額×5.25% (転換社債は2.5%)
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得			$\{(総収入金額) - (収入を得るために支出した費用) - (特別控除額)\} \times \frac{1}{2}$
⑩雑所得	公的年金・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得			(総収入金額)－(必要経費または公的年金等控除額)

※特別控除額は50万円。ただし⑧の分離課税の特別控除額は通常100万円。

(出典)「やさしい税金教室(日本税理士会連合会)」をもとに作成

図表 1-3 所得控除の種類と内容 (1/2)

種類	内容	控除額 (所得税)
①雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害	(損失額-所得の10%)と(損失額のうち災害関連支出額-5万円)のいずれか多い額
②医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	(支払医療費) - (医療費を補填する金額) - (10万円か所得の5%のいずれか少ない額) (最高200万円)
③社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額
④小規模企業共済等掛金控除	中小企業総合事業団に支払った第一種共済契約の掛金、心身障害者共済掛金	全額
⑤生命保険料控除	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高5万円
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高5万円
⑥損害保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた火災保険料、傷害保険料、医療費用保険料など	最高1.5万円
⑦寄付金控除	特定寄付金を支払ったとき。	(特定寄付金の支払額)と(所得の25%)のいずれか少ない額-1万円
⑧障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	1人につき 27万円 特別障害者 40万円
⑨老年者控除	年齢が65歳以上で所得が1,000万円以下の人	50万円
⑩寡婦控除	老年者でなく、夫と死別・離婚して扶養親族のある人。または夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円
	所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円
⑪寡夫控除	老年者でなく、妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円

図表 1 - 3 所得控除の種類と内容 (2 / 2)

種類	内容	控除額 (所得税)	
⑫勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下のとき	27 万円	
⑬配偶者控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	一般控除対象配偶者	38 万円
		“ (同居特別障害者)	73 万円
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上)	48 万円
		“ (同居特別障害者)	83 万円
⑭配偶者特別控除	配偶者の所得が一定金額以下のとき	最高 38 万円	
⑮扶養控除	所得が一定金額以下の親族	一般扶養親族	38 万円
		“ (同居特別障害者)	73 万円
		特定扶養親族 (年齢 16 歳以上 23 歳未満)	63 万円
		“ (同居特別障害者)	98 万円
		老人扶養親族 (70 歳以上)	48 万円
		“ (同居特別障害者)	83 万円
		同居老親 (70 歳以上)	58 万円
“ (同居特別障害者)	93 万円		
⑯基礎控除	本人の控除	38 万円	

(出典)「やさしい税金教室 (日本税理士会連合会)」をもとに作成

#### b. 住民税の仕組み

地方税は道府県税と市町村税からなり (図表 1 - 4)、道府県民税と市町村民税 (2つをあわせて一般に住民税という) だけで、地方税全体の 3 割~4 割程度を占めている。これは住民がその市区町村や都道府県に居住しているが故に負担しなければならない行政上の経費を、能力に応じて負担する性質の税金である。ここでいう住民には個人と法人が含まれ、住民税も個人住民税と法人住民税の二つに分けられる。さらに住民税には、均等割、所得割、利子割 (道府県民税のみ) がある。

均等割は、納税者の所得金額の多寡に関係なく、道府県民税均等割は千円、市町村民税は人口規模により 2 千円から 3 千円が地方公共団体の条例によって標準税率として定められている。しかし、この標準税率とは、都道府県や市町村が税率を定めるときに、通常よるべきものとして地方税法に規定するもので必ずしも義務付けられたものではない。したがって、市町村の財政状態によって差が生ずることもある。

所得割は、納税者の前年分の所得を基礎にして計算された税額で、納税者の担税力に応

じて負担するものである。所得割額の課税所得金額は、所得税の課税対象金額の計算方法とほとんど同様にして求められる。一般の所得（課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額）に対する税率は、道府県民税は課税対象金額が700万円以下の部分は2%、700万円を超える部分は3%であり、市町村民税は課税対象額が200万円以下の部分は3%、200万円を超え700万円以下の部分は8%、700万円を超える部分は10%である。ただし、市町村民税の上記税率は標準税率であり、実際は市町村の条例に基づいた税率が適用されることになる。

図表1-4 主な地方税の種類と概要

	税目	納税義務者 課税客体	課税標準	税率
道府 県 税	道府県民税 (直接税)	道府県内に住所 を有する個人、 道府県内に事務 所等を有する法 人等	均等割(個人、法人)… 定額課税	個人…千円 法人…2万円～80万円
			所得割(個人)…前年 の所得	2/100, 3/100
			法人税割(法人)…法 人税額	5/100
			利子割(個人・法人)… 支払を受けるべき利 子等の額	5/100
	その他直接税	事業税、自動車税、狩猟者登録税、固定資産税(特例分)、入猟税		
その他間接税	地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、狩猟者登録税、自動車取得税、軽油引取税			
市 町 村 税	市町村民税 (直接税)	市町村内に住所 を有する法人、 市町村内に事務 所等を有する法 人等	均等割(個人、法人) …定額課税	個人…2千円～3千円 法人…5万円～300万円
			所得割(個人)…前 年の所得	3/100～10/100
			法人税割(法人)…法 人税額	12.3/100
	その他直接税	固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税		
	その他間接税	市町村たばこ税、入湯税		

(出典) 総務省ホームページより作成

## (2) 年金課税の概要

年金給付に係る税制については、制度ごとに拠出段階から給付段階にいたるまで様々な控除や非課税措置が講じられている（図表1-5）。

拠出段階では公的年金・企業年金について事業主負担分は損金算入でき、本人負担分には全額または一定額の社会保険料控除や生命保険料控除などができる。給付段階では年金給付は雑所得として所得税が課税されるが、公的年金・企業年金・確定拠出年金・国民年金基金等については公的年金等控除<sup>1</sup>が適用できる仕組みとなっている。その結果として、年金制度全体としては極めて低い税負担となっているのが現状である。

図表1-5 年金制度等の税制

	拠出時	運用時	給付時		
			年金（分割）	一時金（一時払い）	
公的年金	国民年金 厚生年金 共済年金	事業主：全額損金 従業員：全額社会保険料控除	-	公的年金等控除 障害年金、遺族年金は非課税	-
	国民年金基金	限度額内であれば全額社会保険料控除	非課税	公的年金等控除	-
企業年金	厚生年金基金	事業主：全額損金 従業員：全額社会保険料控除	特別法人税	公的年金等控除 障害年金、遺族年金は非課税	退職所得課税 死亡一時金、障害年金は非課税
	確定給付企業年金	事業主：全額損金 従業員：生命保険料控除	特別法人税	公的年金等控除（従業員拠出相当分除く） 障害年金は相続税課税 遺族年金は非課税	退職所得課税（従業員拠出相当分除く） 遺族一時金には相続税非課税 障害一時金は非課税
	適格退職年金	事業主：全額損金 従業員：生命保険料控除	特別法人税	公的年金等控除（従業員拠出相当分除く） 遺族年金は相続税課税	退職所得課税（従業員拠出相当分除く） 遺族一時金には相続税課税
確定拠出	企業型	事業主のみ：拠出限度額内であれば損金	特別法人税	公的年金等控除	退職所得課税
	個人型	従業員のみ：拠出限度額内であれば全額小規模企業共済等掛金控除	特別法人税	公的年金等控除	退職所得課税
	中小企業退職金共済	事業主のみ：全額損金	非課税	公的年金等控除	退職所得課税
	退職給付引当金制度	累積限度額（期末要支給額の2.0%）までは損金	課税	雑所得課税（従業員拠出相当分除く）	退職所得課税
個人年金	保険型	個人年金保険料控除 生命保険料控除 損害保険料控除	非課税	雑所得課税（払込保険料相当分除く）	一時所得として課税
	貯蓄型	課税	利子所得課税	非課税	一時所得として課税
	財形年金	課税	利子非課税	非課税	-

（出典）厚生年金基金連合会「企業年金に関する基礎資料」などより作成

<sup>1</sup> 公的年金等控除における「公的年金等」の範囲は以下のとおり。

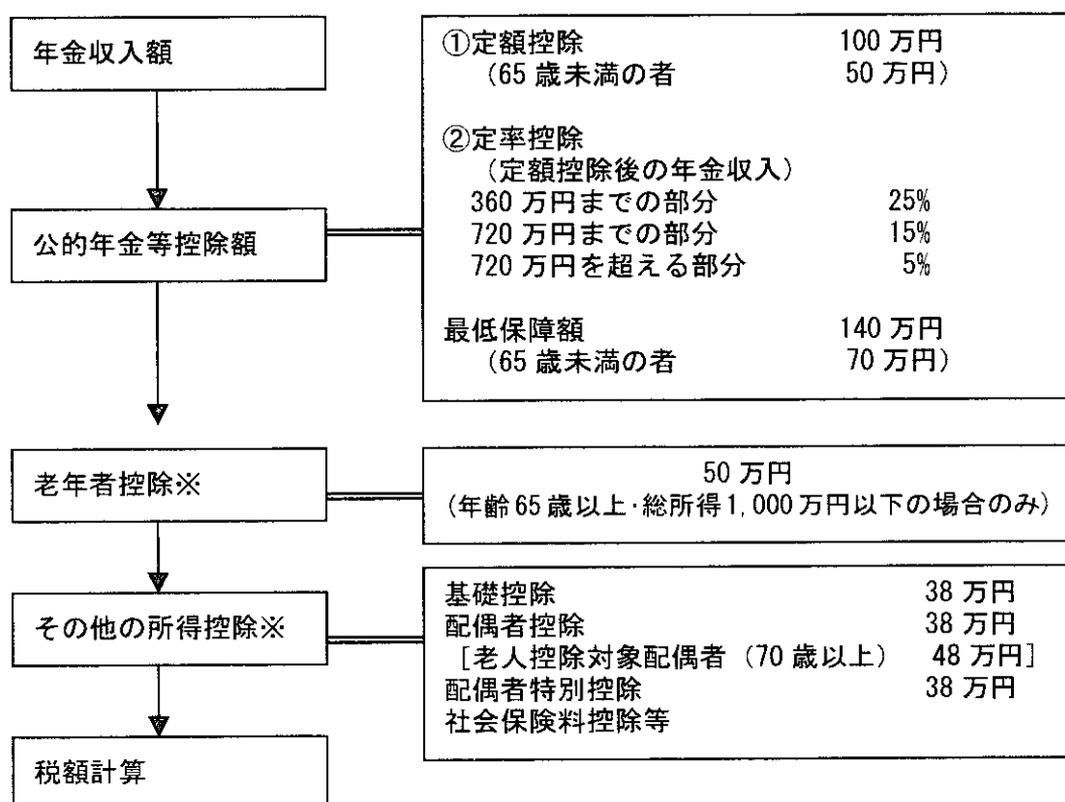
- 国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員組合法及び農業者年金基金法の規定に基づく年金で老齢を支給事由とするもの
- 恩給（一時恩給を除く）及び過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金
- 適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金

### (3) 公的年金等控除の仕組み

現状の公的年金・企業年金（従業員拠出相当分は除く）等による年金収入は雑所得に含まれ、所得税を算出する前に定額控除と定率控除と最低保障額からなる公的年金等控除が行われる（図表1-6）。年金収入に対して、まず初めに定額控除（65歳以上は100万円、65歳未満は50万円）が行われる。次に定額控除後の年金収入に対して定率控除（360万円までの部分の25%、720万円までの部分の15%、720万円を超える部分の5%）が行われる。定額控除と定率控除の合計額には最低保障額（65歳以上は140万円、65歳未満は70万円）が設定されている。

これに加え、他の所得者と同様に所得控除として老年者控除（年齢65歳以上で合計所得1,000万円未満の場合のみ、50万円）や基礎控除（38万円）や配偶者控除（38万円）などの控除制度があるので、年金収入のみの者については公的年金等控除後の年金収入にこれらの控除がなされ、他の収入がある者にはそれらの収入とあわせてこれらの控除が行われる。

図表1-6 公的年金等控除の仕組み



※ 老年者控除、その他の所得控除は、年金以外の収入がある場合それらも合算した収入に適用されるが、本図表では省略。

(出典) 財務省ホームページより作成

#### (4) 退職所得の課税方式

退職一時金は年金と同様に退職後の生活の原資に充てられる性格を有するが、課税に際しては、他の所得と区分して分離課税される。退職一時金収入額に対し、勤続年数に応じて退職所得控除(勤続年数 20 年までは 1 年につき 40 万円、20 年超は 1 年につき 70 万円)が行われる。退職所得控除後の金額の 2 分の 1 の額が課税対象たる退職所得の金額となり、その金額に税率をかけて、退職所得の所得税額が決定される(図表 1-7)。

図表 1-7 退職所得の課税方式

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数 20 年まで	1 年につき 40 万円
勤続年数 20 年超	1 年につき 70 万円

$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率	控除額
330 万円以下	10%	—
900 万円以下	20%	33 万円
1,800 万円以下	30%	123 万円
1,800 万円超	37%	249 万円

(出典) 財務省ホームページより作成

#### (5) 年金受給者と給与所得者の課税状況の比較

年金受給者と給与所得者のそれぞれについて、様々な控除のうち、一般的に適用される控除、すなわち基礎的な人的控除(基礎控除をはじめ、配偶者控除や扶養控除など)、社会保険料控除、公的年金等控除(年金受給者)、給与所得控除(給与所得者)の各控除額を合計した課税最低限を求めてみる(図表 1-8)。

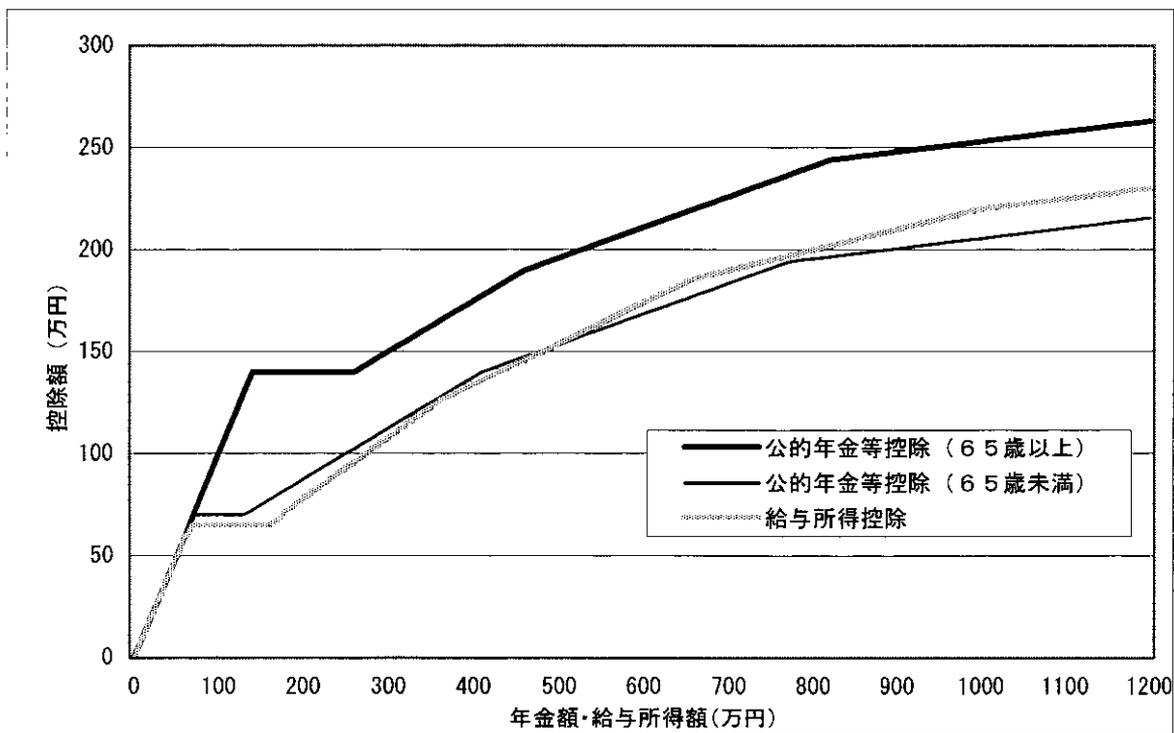
夫婦世帯の場合の課税最低限は、給与所得者が 220.0 万円、65 歳未満の年金受給者が 232.6 万円とほぼ同水準であるのに対し、65 歳以上の年金受給者(老人配偶者あり)は 354.3 万円と 1.5 倍以上の水準となっている。また、単身世帯の場合においても、給与所得者が 114.4 万円、65 歳未満の年金受給者が 112.5 万円であるのに対し、65 歳以上の年金受給者は 236.3 万円と 2 倍以上の水準となっている。



金所得と給与所得がある場合、それぞれの金額の横軸上の数値に対応する縦軸上の控除額がそれぞれ適用される。例えば、年金額が200万円、給与所得が300万円ある65歳以上の場合、公的年金等控除が140万円、給与所得控除が108万円となる。

また、図表1-9からは、65歳未満の者に係る公的年金等控除は給与所得控除とほぼ同水準であるのに対し、65歳以上の者に係る公的年金等控除はどの所得階層においても30～40万円以上、前二者より高い水準にあることがわかる。つまり、①65歳以上と65歳未満で控除水準の格差がある、②給与所得と年金収入がある場合は給与所得控除と公的年金等控除の両方が適用されるので、給与所得のみの人と65歳未満で年金収入のみの人から見て不公平感が生じる可能性が高いと考えられる。

図表1-9 年金所得と給与所得の控除水準の比較



※ 横軸の数値は、年金額、給与所得額、それぞれ単独の数値であり、合算したものではない。つまり、年金収入と給与所得がある場合、それぞれの金額の横軸上の数値に対応する縦軸上の控除額がそれぞれ適用される。

※ 控除水準は制度上の計算値であり、年金額だけで1000万円超となる場合は稀であると思われる。

(出典) 財務省ホームページなどを基に作成

## 2. 年金課税に関する問題点と考察

### (1) 年金課税に関する問題点

前節まで年金課税や退職所得課税の概要、年金受給者と給与所得者の課税状況等を見てきたが、こうした公的年金等控除を含む年金課税全般について様々な問題点が指摘されている（「参考資料2. 年金課税に関する提言事項一覧」参照）。各制度の趣旨を踏まえた上で、これらの年金課税に関連する問題点を整理すると以下のようにまとめられる。

#### 【公的年金等控除】

##### ①世代間バランスの観点

他の所得との間での何らかの負担調整措置が必要という観点で創設された公的年金等控除は、給与所得控除における勤務費用の概算控除の要素を含んでいない。

さらに、世代間バランスの観点からは、65歳以上の高齢者世代と現役世代の課税最低限の乖離が大きすぎるという点について、別途老年者控除が手当てされていることも合わせて考えると、現在の負担調整幅が著しく高齢者世代を優遇する結果になっているものと考えられる。

##### ※ 公的年金の役割

平成13年9月「公的年金制度に関する考え方（第2版、厚生労働省年金局）」で、“公的年金は、世代間扶養の考え方を基本においた社会保険方式”と公的年金の役割を定義付けており、公的年金制度が、現役世代から高齢者世代への所得再分配制度であるものと解釈できる。

加えて、現役時代と大きく変わらない生活が営める収入を確保するために、現役時代の賃金の6割程度を保障するという思想で公的年金制度は設計されている。

（社会連帯の合意内容として認識されている）

##### ②世代内バランスの観点

現状においては、標準的な年金額までは非課税という趣旨を踏まえて、老年者控除と公的年金等控除の控除合計水準は定められているが、世代内バランスの観点からは他の所得も含めた総所得格差が大きい場合や、年金受給額格差が大きい場合に、いずれの場合も水準が高い受給者を優遇する状況となっている。

これは、標準的に調整しようとしているターゲットを、「年金額」としているために生じている問題と考えられ、高額の年金受給者や、年金以外に相当程度所得を有する年金受給者に対して、現在の仕組みでは調整余地がないことが背景になっているものと考えられる。

従って、調整するターゲットを「年金額」から「総所得額」へ変更する、すなわち、

高齢者世代の年金受給金額を含めた総所得に対して、控除水準を決定する仕組みに見直すことで、これらの問題に対応することが可能となるものと考えられる。

### ③公的年金と企業年金の相違に関する観点

現行制度では、企業年金も公的年金等控除の対象となっているが、企業年金は基本的に任意の立場で公的年金の機能を補完する役割を担っているものと認識される一方で、給与の後払い的要素を内包している、として企業年金の給付に対する課税は公的年金とは異なる対応をする考え方もあり得る。そのように考えた場合には、さらに公的年金に対する議論とは別に、企業年金及び退職一時金、あるいは特別法人税などの問題を総合的に捉える必要があるとの考え方も出てくるであろう。

## 【退職所得控除】

### ④年金と一時金の税優遇格差に関する観点（企業年金）

企業年金では、給付を受けるに当たり一時金方式と年金方式とが選択可能であるが、一般的に年金として受給するより退職一時金として受給する方が税制上有利であるとされている。

一方で、年金が終身にわたる所得安定機能を目指す点で退職金とは性格の違いがあるが、退職金の支給形態が年金方式に移行する動きもみられる。

このような中で、今後年金課税のみ課税強化の方向で進み、退職金税制の変更を見送ると、ますます税制上の格差が顕在化すると予想され、税の公平・中立の観点からも見直しが必要と考えられる。

## 【退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）】

### ⑤その他（特別法人税）

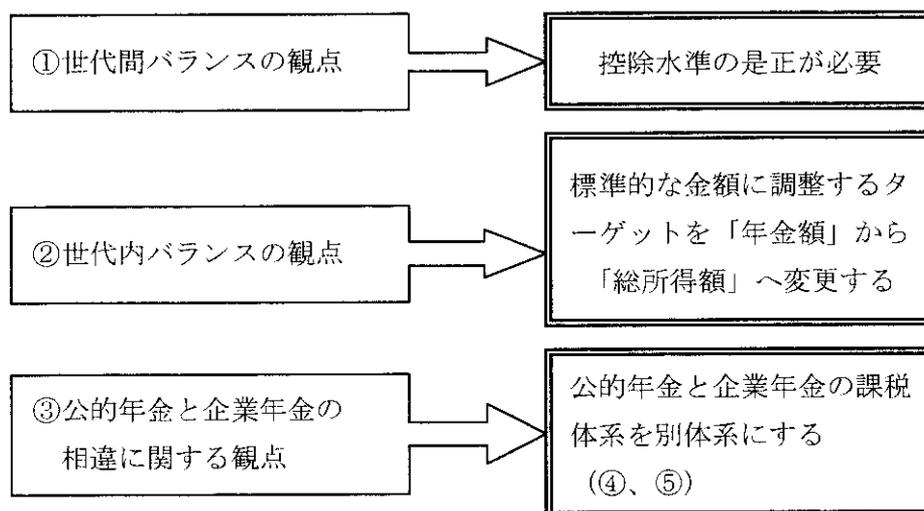
特別法人税は、事業主が従業員の年金給付に充てるために拠出する掛金等が損金算入される一方、従業員が稼得する利得については年金受給時まで課税されないことから、このような課税繰延べによるいわば遅延利息相当分の負担を求める趣旨で設けたとされている（財務省税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（2000年7月）第二章）。なお、現在の金利の状況、企業年金の財政状況などを踏まえ、平成11年度税制改正において、2年間の時限措置としてその課税が停止され、さらにその後も凍結が延長されている。

毎年の運用益の状況にかかわらずに年金資産に課税する特別法人税は、企業年金等の運用に多大な影響を与えることとなる。今後の少子・高齢化の一層の進展、国民の老後生活の多様化などを踏まえ、老後の所得保障を充実したものとするためには、公的年金を上乗せする企業年金等の果たす役割はますます重要になる。年金資産の運用益分も含めて年金の給付段階で必要な課税を行うことが適当（毎年“遅延利息分”を

徴収することは不適當)であり、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の普及を図るため、これらに対する特別法人税を非課税にする必要があると考えられる。

## (2) 考察

上記各問題点に対して考察すると、以下のとおりとなる。



### <視点1：控除水準の是正>

特に、世代間バランスに留意し、控除水準の是正を実施する。そうすることで、高額な年金受給者や年金収入以外にも高額な所得を有する年金受給者と、現役世代の納税者との世代間に生じている不均衡を、解消する余地が生じる。その意味では、65歳未満と65歳以上で控除を区分する現行の考え方はやめるべきである。

### <視点2：控除対象を年金額だけでなく所得全体に影響を及ぼす方法へ変更>

控除の方法を年金額についてだけ見るのではなく所得全体に影響を及ぼす方法に変える。然る後にその控除水準を調整することにより、年金を含め高額所得者とその他の者との高齢者世代内のバランス不均衡を解消する余地が生まれる。

### <視点3：公的年金と企業年金の課税体系を別体系に変更>

公的年金と企業年金はやや異なる性格を有するものとして、制度として別体系で考えるものである。

その際には、退職所得控除に関しても、別体系とした企業年金と一体のものとして考えていくことが可能となる。

3つの視点を踏まえると、世代間バランスと世代内バランスの両面を考慮した上で、公的年金と企業年金の関係の見直しの検討が必要であろう。

次章で、前記の視点から公的年金等控除など年金課税体系を見直した場合のシミュレーションを行うとともに、各問題点への対応を分析する。